

(修繕請負契約の場合)

収入 印紙	文書 番号	東道 第 号	印鑑 照合		代理権 査了	
	請					書
年 月 日						
公益財団法人 東京都道路整備保全公社 理事長 殿						
住所						
氏名						
法人の場合は名 称及び代表者名						
印						
契約の目的						
履行場所		仕様書のとおり				
契約金額		¥ — [うち消費税及び 地方消費税の額 ¥ —]				
契約保証金						
履行期限		年 月 日				
支払条件		検査完了後適法な支払請求書を提出した日から30日以内とする。				
支払遅延利息		政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に定めるところによる。				
上記の工事を請けるについては、次の事項に従い、誠実に履行します。						
1 履行期限内に本修理の完了を厳守すること。						
2 修理が完成し引渡しをするときは、貴職（検査員）の検査に合格しなければならないこと。						
3 修理の施行に関しては、すべて貴職（監督員等）の指揮監督に従うこと。						
4 修理の施行が図面又は仕様書に適合しない場合において、貴職から図面又は仕様書に基づく補修の請求があったときは、これに従うこと。この場合において、請負代金の増額又は履行期限の延長の請求はできないこと。						
5 次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除されても異議がないこと。						

- (1) 7及び8以外の理由により、履行期限内に本修理が完了しないとき。
 - (2) 完全に契約を履行することができる見込みがないとき。
- 6 5に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額100分の10に相当する違約金を支払うこと。
- 7 天災事変その他請負人の責に帰することができない理由によって、履行期限までに完了の見込みがなく、これを延長しなければならないときは、その理由を明らかにして、期限内に貴職に履行期限の延長等について届け出ること。この場合において、その理由が貴職において正当と認められないときは、8に定める遅延違約金を支払うこと。
- 8 7以外の理由によって、履行期限内に修理を完了することができないときは、その理由を明らかにして、期限内に届け出ること。この場合において、期限後に完成する見込みがあるときは、延長すべき期間を明らかにして貴職の承諾を受け、遅延違約金（履行期限の翌日から起算して遅延日数につき契約金額に国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じて得た額（100円未満の場合を除く。））を支払い、修理を完了させること。
- 9 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。